

小型二輪車にかかる

【検査記録事項等証明書】

取得申請の一部厳格化について

昨今、小型二輪車について偽造された書面を提示し、検査記録事項等証明書（以下、検査証明）を取得して、自動車検査証を不正に取得した事案が発生しました。

それを受け、今後、小型二輪車を譲り受けた方が請求者となって検査証明を請求する場合、当方が請求する権利を確認する書面として、検査ファイルに記録されている所有者の印鑑証明書などの提出又は提示が必要となりました。

なお、詳細については係員にお問い合わせ下さい。

平成30年8月
神奈川運輸支局登録部門